

パブリックコメントの結果報告

1 意見募集期間

令和2年1月1日（水）～令和2年1月30日（木）

2 寄せられたご意見と見解

- 意見提出者数 1名
- 意見数 1件

No.	意見主旨	市の考え方
1	DV教育の徹底が必要。身体的DVIは分かるが、その他のDV、何が、どういったことが、DVに当たるのか具体的に記載して欲しい。また、同居する子どもへの重大な影響を「児童虐待」と明記すべきでは。	子どもへの虐待を防止するためにも、被害を受けた女性に対する支援をさらに推進してまいります。なお、「様々なドメスティック・バイオレンス」と題したコラムの中で子どもへの心理的虐待（面前DV）に関する内容を掲載しており、今後も多様化するDVについて啓発してまいります（参考：次ページ）。

●●● 様々なドメスティック・バイオレンス ●●●

ドメスティック・バイオレンス（DV）とは、配偶者・パートナー間の暴力をいいます。その中でも**デートDV**は、恋人間の暴力のことで、学生や若い世代に増えていると言われます。また、子どもの目の前での暴力は、**子どもへの心理的虐待**にあたります。

一口に「暴力」といっても、身体的暴力に限らず、精神的、経済的、性的等あらゆる形の暴力が含まれます。政府の調査によると、女性の3人に1人は配偶者から被害を受けたことがあるそうです（内閣府「男女間における暴力に関する調査」平成27年）。

DVに苦しんでいても、「迷惑をかけたくない」と我慢してしまう人がいます。もしそんな人がいたら、「あなたは悪くない」と声をかけてください。そして、暴力に関する相談機関や警察に相談するよう呼びかけてください。

身体的暴力 殴る、蹴る、首を絞める、物を投げる、煙草の火を押し付ける など

精神的暴力 怒鳴る、脅かす、何を言っても無視する、執拗に浮気を疑う

外出や人づきあいを制限する、電話をかけさせない、家族に会わせない
子どもや家族に危害を加えると言って脅す、目の前でものを壊す など

経済的暴力 生活費を渡さない、仕事をやめさせようとする、借金を重ねる など

性的暴力 性行為を強要する、避妊に協力しない、中絶を強要する など

参考：内閣府「ドメスティック・バイオレンス（DV）とは」